

## 令和4年関川村議会3月（第3回）定例会議会議録（第3号）

### ○議事日程

令和4年3月22日（火曜日） 午後3時 開会

- 第 1 委員長報告
- 第 2 議案第19号 過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 3 議案第20号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 4 議案第21号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 5 議案第22号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 6 議案第23号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 7 議案第24号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 8 議案第25号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 9 議案第26号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第10 議案第31号 令和4年度関川村一般会計予算
- 第11 議案第32号 令和4年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第12 議案第33号 令和4年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第13 議案第34号 令和4年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第14 議案第35号 令和4年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第15 議案第36号 令和4年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第16 議案第37号 令和4年度関川村有温泉特別会計予算
- 第17 議案第38号 令和4年度関川村下水道事業会計予算
- 第18 議案第39号 令和4年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第19 議案第40号 下関跨線橋補修工事の施行に関する協定の変更について
- 第20 陳情第 1号 「最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書」の採択を求める陳情
- 第21 陳情第 2号 「高齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書」の採択を求める陳情
- 第22 発委案第1号 ロシアのウクライナ侵略を非難する決議の提出について
- 第23 発議案第1号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について
- 第24 議員派遣

---

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 委員長報告
- 第 2 議案第19号 過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 3 議案第20号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

- 第 4 議案第 2 1 号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 5 議案第 2 2 号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 6 議案第 2 3 号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 7 議案第 2 4 号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 8 議案第 2 5 号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 9 議案第 2 6 号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 1 0 議案第 3 1 号 令和 4 年度関川村一般会計予算
- 第 1 1 議案第 3 2 号 令和 4 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 1 2 議案第 3 3 号 令和 4 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 1 3 議案第 3 4 号 令和 4 年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第 1 4 議案第 3 5 号 令和 4 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 5 議案第 3 6 号 令和 4 年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第 1 6 議案第 3 7 号 令和 4 年度関川村有温泉特別会計予算
- 第 1 7 議案第 3 8 号 令和 4 年度関川村下水道事業会計予算
- 第 1 8 議案第 3 9 号 令和 4 年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第 1 9 議案第 4 0 号 下関跨線橋補修工事の施行に関する協定の変更について
- 第 2 0 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書」の採択を求める陳情
- 第 2 1 陳情第 2 号 「高齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書」の採択を求める陳情
- 追加日程第 1 発意案第 2 号 最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書の提出について
- 追加日程第 2 発意案第 3 号 高齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書の提出について
- 第 2 2 発委案第 1 号 ロシアのウクライナ侵略を非難する決議の提出について
- 第 2 3 発議案第 1 号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について
- 第 2 4 議員派遣

---

○出席議員（10名）

1 番	渡 邊 秀 雄 君	2 番	近 壽 太 郎 君
3 番	鈴 木 紀 夫 君	4 番	伊 藤 敏 哉 君
5 番	小 澤 仁 君	6 番	加 藤 和 泰 君
7 番	高 橋 正 之 君	8 番	平 田 広 君
9 番	伝 信 男 君	1 0 番	菅 原 修 君

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤	弘 君
副 村 長	角 幸	治 君
教 育 長	佐 藤 修	一 君
総務政策課長	野 本	誠 君
住民税務課長	渡 邊 浩	一 君
健康福祉課長	佐 藤 充	代 君
農 林 課 長	富 樫 吉	栄 君
建 設 課 長	河 内 信	幸 君
教 育 課 長	渡 邊 隆	久 君
健康福祉課参事	佐 藤 恵	子 君
診療所事務長	須 貝 博	子 君
観光地域政策室長	大 島 祐	治 君

---

○事務局職員出席者

事 務 局 長	熊 谷 吉 則
主 幹	渡 辺 め ぐ 美

午後3時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

---

日程第1、委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、委員長報告を行います。産業建設常任委員長から報告を求めます。  
委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君） 産業常任委員会調査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） 委員長報告に対する質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

---

日程第2、議案第19号 過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第3、議案第20号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第4、議案第21号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第5、議案第22号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第6、議案第23号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第7、議案第24号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第8、議案第25号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第9、議案第26号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議案第19号 過疎地域持続的発展計画の変更についてから日程第9、議案第26号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、近 壽太郎さん。

○総務厚生常任委員長（近 壽太郎君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） 委員長報告に対する質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより、討論、採決に入ります。初めに、議案第19号 過疎地域持続的発展計画の変更について討論を許可します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について討論を許可します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 朴坂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について討論を許可します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 桂辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について討論を許可します。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 霧出南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について討論を許可します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 七ヶ谷南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について討論を許可します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 片貝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について討論を許可します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 金丸辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について討論を許可します。  
討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第10、議案第31号 令和4年度関川村一般会計予算

日程第11、議案第32号 令和4年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第12、議案第33号 令和4年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

日程第13、議案第34号 令和4年度関川村介護保険事業特別会計予算

日程第14、議案第35号 令和4年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第15、議案第36号 令和4年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第16、議案第37号 令和4年度関川村有温泉特別会計予算

日程第17、議案第38号 令和4年度関川村下水道事業会計予算

日程第18、議案第39号 令和4年度関川村簡易水道事業会計予算

○議長（渡邊秀雄君） 日程第10、議案第31号 令和4年度関川村一般会計予算から日程第18、議案第39号 令和4年度関川村簡易水道事業会計予算まで、以上9件を一括議題とします。

ただいま議題になっています議件については、令和4年度予算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

委員長、伝 信男さん。

○予算審査特別委員長（伝 信男君） 予算特別委員会審査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） 委員長、ご苦労さまでした。

これより、討論、採決に入ります。議案第31号 令和4年度関川村一般会計予算から、議案第39号 令和4年度関川村簡易水道事業会計予算まで、以上9件について討論を許可します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号から議案第39号までを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 令和4年度関川村一般会計予算から、議案第39号 令和4年度関川村簡易水道事業会計予算までは委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第19、議案第40号 下関跨線橋補修工事の施行に関する協定の変更について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第19、議案第40号 下関跨線橋補修工事の施行に関する協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 追加でご提案させていただきます議案第40号は、下関跨線橋補修工事の施行に関する協定の変更についてでございます。これは、下関跨線橋補修工事が完了したことにより、協定を変更する必要性が生じたものであります。詳細を建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） それでは議案40号について、詳細を説明します。

本議件は、令和2年12月臨時会議において議決され、東日本旅客鉄道株式会社新潟支社と締結した下関跨線橋補修工事の協定について、工事が完了し事業費が確定したため、変更の協定書の締結について議決をお願いするものです。議案のとおり、4,244万5,768円を減額するものです。減額となった要因については、当初足場の架設を線路上に軌陸車を配置し、施工する計画でしたが、跨線橋の前後を交通止めにして日中に施工が可能だったことにより、人件費や列車の見張りにかかる保安費等が大幅に減額となったことによるものです。これで説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 今の説明ですと、ほとんどまず減額になったのは足場関係だという説明だったんですけども、これだけの極端に違うような、変更前と変更後の金額が大分違っているんですよ。これはほとんど足場の変更、足場の架け方の変更でこれだけの減額になったのか、それともまた別の要因もあるのか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） ほかの工種についても、多少の前後の金額はありますけれども、大きな要因となったものについては、この足場の架設の方法による違いのもので、ほとんどの金額を占めています。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） それは本体工事のほうの変更は、ほとんどなかったということですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） そのとおりです。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご意義なしと認めます。

したがって議案第40号については委員会付託を省略します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

日程第20、陳情第1号 「最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長（渡邊秀雄君） 日程第20、陳情第1号 「最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

本議件について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君） 産業常任委員会調査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 全国総連の試算で時給1,500円以上も必要であるという数字が出ていまして、そこからいっても、個人消費や経済の活性化から最低賃金の引上げになるという結論を得たというのは話で分かりましたが、その際の中小企業への助成金等の支援を行うべき財源等の議論はありましたでしょうか。

○産業建設常任委員長（高橋正之君） 財源等はありません。毎年この陳情が来ていまして、もう何年か前から採択されていまして、前年度に続き採択すべきものといいました。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。

この陳情について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

日程第21、陳情第2号 「老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長（渡邊秀雄君） 日程第21、陳情第2号 「老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

本議件について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、近 壽太郎さん。

○総務厚生常任委員長（近 壽太郎君） 総務厚生常任委員長による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。

この陳情について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 3時35分 休 憩

---

午後 3時35分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

追加日程第1、発委案第2号 最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書の提出について

○議長（渡邊秀雄君） 追加日程第1、発委案第2号 最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

産業建設常任委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君） 最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書。

文章の内容については、割愛をさせていただきます。

発委案第2号

最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書の提出について

関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和4年3月22日

提出者 関川村議会産業建設常任委員会

委員長 高橋正之

関川村議会議長 渡邊秀雄様

最低賃金の改善と地域経済の回復を求める意見書

文章については、後ほどお目通しを願いたいと思います。

記

1 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。

- 2 政府は、地域別最低賃金1,500円以上を目指すこと。
- 3 政府は、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月22日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡 邊 秀 雄

(意見書の提出先)

内 閣 総 理 大 臣      岸 田 文 雄      様  
厚 生 労 働 大 臣      後 藤 茂 之      様  
中央最低賃金審議会会長      仁 田 道 夫      様  
新 潟 労 働 局 長      岩 瀬 信 也      様

○議長（渡邊秀雄君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより、発委案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、発委案第2号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

---

追加日程第2、発委案第3号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書の提出について

追加日程第2、発委案第3号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

総務厚生常任委員長、近 壽太郎さん。

○総務厚生常任委員長（近 壽太郎君）

発委案第3号

老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書の提出について

関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和4年3月22日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会  
委員長 近 壽 太 郎

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

老齡基礎年金等の抜本的な改善を求める意見書

本文は省略させていただきます。

- 1 高齢者も若者も安心して老後を暮らせるように、老齡基礎年金等の支給額を改善すること。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月22日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡 邊 秀 雄

(意見書の提出先)

内閣総理大臣	岸田文雄様
衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
財務大臣	鈴木俊一様
厚生労働大臣	後藤茂之様

○議長（渡邊秀雄君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、発委案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、発委案第3号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

○議長（渡邊秀雄君） 日程第22、発委案第1号 ロシアのウクライナ侵略を非難する決議の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長、小澤 仁さん。

○議会運営委員長（小澤 仁君）

発委案第1号

ロシアのウクライナ侵略を非難する決議の提出について

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和4年3月22日

提出者 関川村議会運営委員会  
委員長 小澤 仁

関川村議会議長 渡邊 秀雄 様

提案理由については、決議の朗読に代えさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵略を非難する決議

2月24日、ロシアはウクライナへの侵略を開始しました。このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法並びに国連憲章の重大な違反です。

力による一方的な現状変更は断じて認めることはできません。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態です。

ウクライナの人々の命の安全が確保される日が一日も早く訪れること、いかなる立場の人であっても、この争いで人々の命が奪われることがないことが望まれています。

よって、核廃絶と世界の恒久平和を願う関川村議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害を強く非難します。

以上、決議します。

令和4年3月22日

関川村議会

○議長（渡邊秀雄君） これで趣旨説明を終わります。

これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより発委案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、発委案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第23、発議案第1号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第23、発議案第1号 拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。菅原 修さん。

○10番（菅原 修君）

発議案第1号

拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書の提出について

関川村議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月22日

提出者 関川村議会議員 菅原 修

賛成者 関川村議会議員 近 壽太郎

以下、8名。

関川村議会議長 渡邊秀雄様

提案理由については、意見書の朗読に代えさせていただきます。

拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書

「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」が昨年11月13日、約1年ぶりに開催されました。岸田総理が主賓挨拶で、「拉致被害者のご家族もご高齢となる中、拉致問題の解決には一刻の猶予もありません。私の手で必ず拉致問題を解決しなければと強く考えています」と述べたほか、昨年12月の北朝鮮人権週間に救出運動のシンボルであるブルーリボンを着用することについて、初めて決議に盛り込まれました。

拉致被害者の親世代は横田早紀江さんと有本明弘さんの2人きりとなり、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会と支援団体の救う会は、金正恩朝鮮労働党総書記に向けたメッセージとして、親世代の被害者家族が被害者と抱き合うことなしに国交正常化に賛成することはできないと訴えています。もはや一刻の猶予も許される状況になく、政府は一日も早く拉致被害者を取り戻さなければな

りません。

よって国会並びに政府におかれましては、閣僚や国会議員が率先してブルーリボンを着用し、拉致被害者救出への意思を示すとともに、今後とも拉致問題を最優先かつ最重要課題と位置づけ、国際社会との連携強化を図り、圧力に重点を置いた姿勢を貫きつつ、対話も視野に入れたあらゆる手段を講じて行動し、全拉致被害者の即時一括帰国を実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月22日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡 邊 秀 雄

(意見書の提出先)

衆議院議長 細田博之様  
参議院議長 山東昭子様  
内閣総理大臣 岸田文雄様  
外務大臣 林 芳正様  
内閣官房長官 松野博一様  
拉致問題担当大臣 松野博一様

○議長（渡邊秀雄君） これで趣旨説明を終わります。菅原さん、ご苦労さまでした。

お諮りします。本案を直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

発議案第1号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

---

#### 日程第24、議員派遣

○議長（渡邊秀雄君） 日程第24、議員派遣を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにし  
たいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第24、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定し

ました。

---

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時51分 散 会